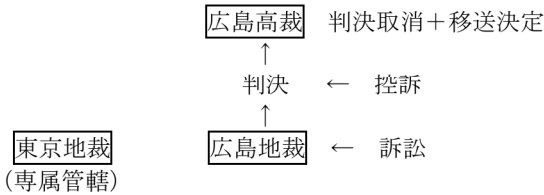


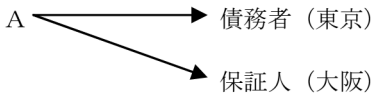
15 P

第六条 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）について、前二条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所	東京地方裁判所
二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所	大阪地方裁判所



17 P



東京で、保証人を訴える ×
 東京で、債務者と保証人を訴える ○

21 p

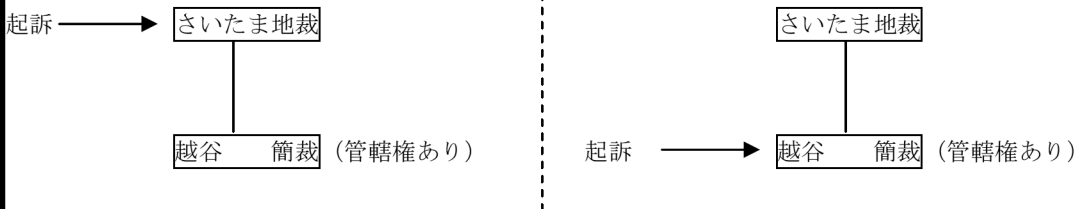
被告が、第一審裁判所において、本案について弁論をせず、かつ、弁論準備手続において申述をしないまま、裁判官の忌避の申立てを行ったときは、その訴えについて土地管轄がないときであっても、その裁判所は、当該訴えについて管轄権を有する。〔27-1-オ〕

×

「本案について弁論をし」とは、被告が、原告の請求の当否につき陳述をすることをいう。

→ 本肢においては、被告は、裁判官の忌避の申立てを行っているだけであり、本案について弁論をしていないわけではないので、応訴管轄は生じない。

23 p



テープコード

--	--	--



SU20695